

## 医療法人等にかかる所得金額の計算書（記載要領）

1. 「医療法人等にかかる所得金額の計算書（本表）」の記載要領は、次のとおりです。

ア 「総所得金額①」の欄

「所得金額に関する計算書（第6号別表5）」の「再仮計」欄の金額を記載してください。なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印をつけて記載してください。

イ 医療保健業とその他の事業とをあわせて行う場合の所得の区分

医療保健業とその他の事業とをあわせて行っている場合は、総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定した所得金額または欠損金額を「医療保健業の所得金額②」欄および「その他の事業の所得金額③」欄に記載してください。

この場合、それぞれの事業に区分できる損益金の額はそれぞれに区分し、区分困難な共通損益金はそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準（たとえば、売上金額から商品仕入高または外注費を控除した額、売上総利益の額、専属経費の額等）によってあん分してください。

なお、医療保健業とその他の事業とをあわせて行っている場合で、その他の事業が社会通念上医療保健業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の附帯事業として行われていると認められるものにあつては、その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算書（付表）」の「その他の収入金額」欄に記載してください。

ウ 土地の譲渡益等がある場合の所得の区分

総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地譲渡益等がある場合は、次により「土地譲渡益等④」の金額を計算してください。

土地譲渡益等④＝土地の譲渡収入－（取得費及び譲渡費用）

なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により、土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、当該金額を土地譲渡益等の金額とします。

また、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）は、土地譲渡益等の計算上損金に計上します。

エ 社会保険分の所得の計算

「社会保険分の医療収入金額⑤」欄には、付表の（ア）欄の金額を移記してください。

「医療保健業の総収入金額⑥」欄には、付表の（エ）欄の金額を移記してください。

「社会保険分の所得金額⑦」欄には、①又は②欄の金額に⑤欄の金額を乗じて得た金額を⑥欄の金額で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）た金額）を記載してください。

オ 課税所得金額の計算

「当期分の課税所得金額⑧」欄には、①欄の金額から⑦欄の金額を控除して得た金額を記載してください。

「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額⑨」欄には、当期分の法人事業税の所得金額の計算上控除する金額を記載してください。

「課税標準となる所得金額⑩」欄には、⑧欄の金額から⑨欄の金額を控除して得た額を記載します。

2. 「計算の基礎とする収入金額の計算書（付表）」の記載要領は次のとおりです。

ア 社会保険分の医療収入金額

「社会保険分の医療収入金額」欄には、地方税法第72条の23第2項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した金額を各法律ごとに記載してください。

イ その他の収入金額

「その他の収入金額」欄には、当期分の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載してください。

この場合、次の点に注意してください。

(a) 法人税の「所得の金額の計算に関する明細書（別表4）」で加算または減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算または減算してください。

(b) 「患者・付添人食事代収入」欄には、患者または付添人等から別途受け入れた食事代収入（社会保険分の医療収入の部分は含みません。）を記載してください。この場合、医療法人等の従業員から受け入れた食事代収入は含みません。

(c) 「利子等及び配当等収入」欄には、当期中に収入した所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号及び第2号の利子及び配当等の額（所得税額控除前の額）を記載してください。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額は含みません。

(d) 従業員の社宅寮等の使用料収入、収入金額として計算した国税に係る還付（充当）金または地方税の還付（充当）過誤納金（還付（充当）加算金を含まない金額をいいます。）もしくは償却資産の売却収入等経費の戻入として認められる金額は、「その他の収入金額」に含めないで計算してください。

(e) 「その他の事業の収入金額」欄には、その他の事業の所得金額を区分計算しないで計算する場合にのみ、その他の事業の純売上高を記載してください。

(f) 「医療保健業の総収入金額(エ)」欄には、(ア)、(イ)欄及び(ウ)欄の金額の合計額を記載してください。なお、この欄の金額を本表の⑥欄に移記してください。